

平成30年度 釧路町地域密着型サービス事業者公募要領

(平成31年度整備)

地域密着型介護老人福祉施設入所者介護

(地域密着型特別養護老人ホーム)

平成30年10月

釧 路 町

第1 公募の目的

鉏路町では、「第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活を継続できるよう、介護保険サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、施設入所待機者の解消を図るため、平成32年度にサービス開始を予定している地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）のサービス基盤整備について、公募により事業予定者を選定するために行うものです。

第2 公募する地域密着型サービスの種類

サービスの種類	整備数	定員	整備圏域等
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）	1施設	29人	遠矢圏域又は町で指定する土地

第3 公募要件

1 募集対象事業者

社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人とします。

ただし、施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資力を十分に有する者であり、介護保険法及び老人福祉法等の関係法令を十分理解し、高齢者の様々なニーズ等にきめ細やかに応えることができる能力及び意欲を有しており、事業所を長期的に安定した運営ができる事業者とします。

2 禁止事項と欠格事項等

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく、あるいは審査結果に関らず不適とします。
 - ・調査、審査等に協力しない場合（ヒアリングの欠席・追加資料提出の拒否等）
 - ・提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - ・重要な事項（事業所種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - ・その他町民の疑惑や不審を招くような行為をしたと町長が認める場合
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 鉏路町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団または暴力団員等と社会的に関係がない者であること。

3 町条例の遵守

次の条例等の規定を遵守して下さい。

鉏路町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日鉏路町条例第29号）

4 土地・建物

(1) 事業者が土地等を確保する場合

事業を実施するに当たり、土地等の所有権を有すること又は取得の見込があること。借地権の場合は、契約締結が確実であること。

(2) 町で指定する町有地を使用する場合

① 建設予定地の指定状況等

i 建設予定地の所在地番：釧路郡釧路町河畔3丁目1番の一部（別紙図面のとおりに）

ii 敷地面積：2,500 m²（50m×50m）

iii 土地所有者：釧路町

iv 建築基準法の用途区域：第1種住居地域

② 介護施設の整備の促進を図るため、当該町有地を無償貸付します。

③ 老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法令等を遵守するとともに、必要に応じて、関係機関と事前に協議の上、計画を策定して下さい。また、施設の設計にあたっては、周辺の住環境に十分に配慮して下さい。

④ 別図の測点P1・P3・P4・P5の各ポイントについて、現地において用地確定を行い、河畔交流広場との隣接地等にフェンス等を設置して下さい。（現地確認時には町の関係課の立会を求めて下さい。なお、費用はすべて事業者負担とします。）

⑤ 無償貸付する町有地内には、暗渠排水が敷設されていますので、切替を実施して下さい。（切替等に係る費用はすべて事業者負担とします。事前に都市建設課と協議して下さい。）

⑥ 無償貸付する町有地内には、花壇3基が設置されていますので、河畔交流広場へ移設して下さい（移設等に係る費用はすべて事業者負担とします。事前に都市建設課と協議して下さい。）

⑦ 無償貸付する町有地内には、木柱に設置された防犯灯（河畔町内会管理）があり、支障があれば、必要に応じて移設をして下さい。（移設等に係る費用はすべて事業者負担とします。事前に河畔町内会と協議して下さい。）

5 町有地の管理

選定された事業者は、釧路町が定める「普通財産の土地に関する貸付事務取扱要綱」の規定に基づき、無償貸付の手続を速やかに行うとともに、貸付を受けた日から事業者の責任において適正に管理して下さい。また、維持管理に係る費用はすべて事業者負担とします。

なお、管理にあたっては、町及び地域の要望に対し真摯に対応して下さい。

6 当該施設への付加価値

当該施設の付加価値を高めるサービスとして地域密着型特別養護老人ホームの定員以下のショートステイ（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護）を検討して下さい。施設としては、ショートステイ以外の併設は認めません。

その他、地域貢献への付加価値設定等についても、審査時に別途評価点の加算を行います。なお、当該施設への付加価値設定については、審査時に別途評価点の加算を行います。

7 地域住民、地元町内会等への配慮

- (1) 施設建設にあたっては、速やかに地域住民や地元町内会等に対し説明を行い、理解が十分得られるように努めて下さい。ただし、事業予定者として選定されるまでは、地域住民等に対する説明や調整は一切行わないで下さい。
- (2) 当該事業の運営については、地域住民や地元町内会等に対し理解が十分得られるよう努めて下さい。

8 建設工事等に係る施工業者の選定について

第7に記載のとおり補助金は釧路町介護サービス提供基盤等整備事業費補助金を交付する予定であり、町の補助事業となりますので、建設工事等については釧路町が行う公共工事の取扱いに準じて実施して下さい。建設にあたっては、町の関係課と十分協議して下さい。

第4 地域密着型サービス事業予定者の選考方法

1 事業予定者の決定方法

- (1) 事業予定者の決定は、釧路町地域密着型サービス事業予定者選考委員会による意見を踏まえて、町長が決定します。
- (2) 審査方法は、書類審査による第一次審査、第一次審査通過者によるプレゼンテーション等の第二次審査を行います。
- (3) 事業者の応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。
- (4) 審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。

2 選考結果の通知

選考結果については、10日以内に、応募のあった各事業予定者に文書により通知します。また、審査・選考結果に対する異議には応じられません。

3 選考結果の公表

決定事業者を釧路町ホームページにて公表します。

第5 応募の手続き

1 応募申込書・開設提案書提出先

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、次の書類を提出願います。

公募申込書（公募申込に関する提出書類一覧参照）

開設提案書（開設提案に関する提出書類一覧参照）

応募書類は、正本1部、副本7部（副本はコピー可）の計8部提出願います。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

応募に係る費用は、全て事業者の負担とします。

提出期間	提出場所
平成 30 年 11 月 1 日（木）から 平成 30 年 11 月 22 日（金）まで （土曜・日曜・祝日は除きます。） 時間：8 時 45 分～17 時 15 分	釧路郡釧路町東陽大通西 1 - 1 - 1 釧路町保健福祉センター「あいぱーる」内 釧路町 健康福祉部 介護高齢課介護保険係

※ 応募いただきました事業者には、別途受領書をお渡しします。

2 公募申込に関する提出書類一覧

項目（提出書類）	内容	様式
※ 公募申込書	所定の様式	様式 1
(1) 定款又は寄付行為	前年度決算と今年度寄付行為に係る最新のもの	
(2) 法人登記簿謄本	応募申込日前 3 か月以内に発行されたもの	
(3) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	所定の様式	様式 2
(4) 事業者概要	①事業経歴 ②事業者の基本的事項 ・代表者の履歴書 ・役員、社員の構成、氏名 ③事業者の概要（パンフレットでも可） ④現在運営している介護サービス事業に関する資料 ・施設の運営形態 ・事業内容、規模 ・特色、施設の構成 ・敷地面積、床面積 ⑤今後開設を予定している施設又は事業に関する資料 ・事業内容、規模	様式自由
(5) 決算書等	①最近 3 年間の決算書 ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去 3 年間の内容と実績	様式自由
(6) 事業予定地に関する権利関係が確認できる書類（事業者が土地等を確保する場合のみ提出）	①土地・建物登記簿謄本の写し ②借地・借家契約書の写し等合意を確認できる書類	様式自由

※所定様式が定められているもの以外は、原則として A 4 版で提出をお願いします。

※上記のほか、町が必要とする書類の提出を求めることがあります。

3 開設提案に関する提出書類一覧

項目（提出書類）	内容	様式
※ 開設提案書	所定の様式	様式3
(1) 理念・基本方針	介護サービス事業を行うにあたっての理念、基本方針	様式自由
(2) 付加価値設定	付加価値設定の有無 付加価値設定「有」の場合、事業内容、規模等記載 ※付加価値設定「有」の場合、(3) 以下にその内容を含めること	様式自由
(3) 事業スケジュール	開設までの日程表	様式自由
(4) 基本計画図面	所在地、事業規模、平面図等	様式自由
(5) 資金計画書	運営に係る収支の見込み	様式自由
(6) 従事職員関係	①採用方法（職員の採用方法から従事まで） ②資格、経験（採用資格、実務経験について） ③雇用形態（常勤職員とその他職員について） ④研修体制（採用時、従事後） ⑤健康管理（健康診断等について） ⑥配置人員（職種、時間ごとの配置について）	様式自由
(7) 衛生管理・入所者の健康管理	対応体制、医療機関との連携について	様式自由
(8) 事故防止・安全対策	対応体制、保険等について	様式自由
(9) 苦情処理	苦情処理体制等について	様式自由
(10) 地域等との連携	地域及び関係機関との連携等について	様式自由

※所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出をお願いします。

※上記のほか、町が必要とする書類の提出を求めることがあります。

4 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

- ◇ 全体の目次をつける。
- ◇ ページをつける。
- ◇ 項目ごとに、文字標記のインデックスを付ける（番号は不可）
- ◇ 全体をバインダー等で綴る。

第6 公募予定スケジュール

平成30年	
10月31日(水)	公募要領発表(町ホームページ等)
11月1日(木)	応募受付(応募申込書・開設提案書)・質問受付
11月22日(木)	応募締切
11月下旬	第一次審査(書類審査)
11月下旬	第一次審査(書類審査)結果通知
平成31年	
1月下旬	第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
2月上旬	選定結果通知・事業予定者発表(ホームページ掲載)
平成31年度中	施設整備(指定手続き含む)
平成32年4月(予定)	サービス提供開始

※第二次審査の日程等詳細については、後日応募者に通知します。

第7 補助金

当該施設整備にあたり、北海道が定める介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱等に基づく釧路町介護サービス提供基盤等整備事業費補助金を交付する予定です。

第8 質問の受付

1 受付方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問票(任意様式)によりFAX又は電子メールで介護高齢課に提出して下さい(提出後、電話による着信確認をお願いします。【電話番号】0154-40-5217)

【FAX番号】0154-40-5240

【メールアドレス】kaigo_kaigo@town.kushiro.lg.jp

【質問受付期間】11月1日(木)～11月15日(木)まで

時間 8時45分～17時15分

※ 応募状況、審査状況等については回答できません。

※ 電話や口頭での質問は原則受けません。

2 回答の方法

FAX又は電子メールで回答しますが、必要に応じて町ホームページに掲載する場合があります。(回答時期:質問受理後、1週間以内)

第9 公募の申請

公募申請書類の提出の際は、事前に当係まで電話連絡のうえ、お越し下さい。